

公立大学法人下関市立大学職員の勤務時間の特例に関する規程

平成19年4月1日

規程第27号

(目的)

第1条 この規程は公立大学法人下関市立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第4章第2節及び公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則（以下「有期雇用職員就業規則」という。）第4章第2節に定める職員の勤務時間の特例について、必要な事項を定めるものとする。

(専門業務型裁量労働制)

第2条 専門業務型裁量労働制は、労使協定で定める対象職員に適用する。

2 前項で適用する職員（以下「裁量労働適用者」という。）が、所定労働日に勤務した場合には、就業規則第20条及び有期雇用職員就業規則第20条に定める就業時間にかかわらず、労使協定で定める時間労働したものとみなす。

3 裁量労働適用者の始業・終業時刻は、就業規則第20条及び有期雇用職員就業規則第20条で定める所定就業時刻を基本とするが、業務遂行の必要に応じ、裁量労働適用者の裁量により具体的な時間配分を決定する。

4 裁量労働適用者の休憩時間は、就業規則第20条及び有期雇用職員就業規則第20条の定めによるが、裁量労働適用者の裁量により時間変更できる。

5 裁量労働適用者の休日は、就業規則第21条及び有期雇用職員就業規則第21条で定めるところによる。

6 裁量労働適用者が、休日又は深夜(午後10時から翌日午前5時までの間をいう。以下同じ。)に労働する場合については、あらかじめ所属長の許可を受けなければならない。

(給与の割増支給)

第3条 前条第6項の規定により、許可を受けて所定労働日の深夜、休日、休日の深夜、法定休日及び法定休日の深夜に業務を行った場合は、次の各号に掲げる算式により得た額を支給する。

(1) 所定労働日の深夜において業務を行った場合

$$\frac{\text{給料} + \text{役職手当} + \text{大学院研究科担当手当}}{1 \text{ ヶ月平均所定勤務時間}} \times 0.25 \times \text{対象勤務時間}$$

(2) 休日（深夜を除く。）において勤務を行った場合

$$\frac{\text{給料} + \text{役職手当} + \text{大学院研究科担当手当}}{1 \text{ ヶ月平均所定勤務時間}} \times 1.25 \times \text{対象勤務時間}$$

(3) 休日の深夜において業務を行った場合

$$\frac{\text{給料} + \text{役職手当} + \text{大学院研究科担当手当}}{1 \text{ ヶ月平均所定勤務時間}} \times 1.50 \times \text{対象勤務時間}$$

(4) 法定休日（深夜を除く。）において勤務を行った場合

$$\frac{\text{給料} + \text{役職手当} + \text{大学院研究科担当手当}}{1 \text{ ヶ月平均所定勤務時間}} \times 1.35 \times \text{対象勤務時間}$$

(5) 法定休日の深夜において勤務を行った場合

$$\frac{\text{給料} + \text{役職手当} + \text{大学院研究科担当手当}}{1 \text{ ヶ月平均所定勤務時間}} \times 1.60 \times \text{対象勤務時間}$$

第4条 前条の1ヶ月平均所定勤務時間は、公立大学法人下関市立大学職員の給与に関する規程第36条又は有期雇用職員就業規則第58条に規定する1ヶ月平均所定勤務時間とする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。